

彦根市水防計画

彦根市防災会議

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 目的	1
第 2 節 用語の定義	1
第 3 節 水防の責任等.....	3
第 4 節 安全配慮	4
第 2 章 水防組織	5
第 1 節 水防団の設置.....	5
第 2 節 水防機構	5
第 3 章 重要水防区域等	8
第 1 節 重要水防区域等.....	8
第 4 章 予報及び警報等	9
第 1 節 気象に関する情報の種類.....	9
第 2 節 警報・注意報等発表基準.....	9
第 3 節 気象等の情報伝達系統.....	11
第 5 節 水位情報の通知（水位周知河川）	12
第 6 節 水防警報	15
第 5 章 通信連絡	17
第 1 節 水防通報網	17
第 6 章 水防施設	18
第 1 節 器具、資材、設備.....	18
第 2 節 器具、資材設備の充実までの措置.....	19
第 7 章 水防体制および活動	20
第 1 節 水防本部の非常配備.....	20
第 2 節 消防機関の非常配備と水防配置.....	25
第 3 節 消防機関による水防活動.....	25
第 4 節 一般住民の水防活動.....	27
第 5 節 一般住民の出動.....	27
第 6 節 警戒区域	27
第 7 節 避難	27
第 8 節 避難連絡	27
第 9 節 緊急通行	27
第 10 節 水防解除	27
第 8 章 水防信号、水防標識	28
第 1 節 水防信号	28

第2節	優先通行	28
第3節	職員標識	29
第9章	応援	30
第1節	他市町への応援	30
第2節	区域内相互の援助	30
第3節	他市町からの応援	30
第4節	警察官出動	30
第5節	自衛隊の出動要請	30
第10章	公用負担	31
第1節	公用負担命令	31
第2節	損失補償	33
第11章	水防記録と水防報告	34
第1節	水防記録	34
第2節	水防報告	34
第12章	水防訓練	35
第1節	水防訓練	35
第2節	訓練計画の策定	35
第13章	衛生、援護	36
第1節	衛生	36
第2節	援護	36
第3節	資材調達、車両徴用	36
第4節	災害救助法要請	36

資料関係

参考資料1（重要水防区域等）	37
参考資料2（雨量計・量水標・水防倉庫）	42
参考資料3（水防区域および担当分団）	44
参考資料4（水防工法一覧表）	45
様式1（水位観測集計表）	47
様式2（水防てん末報告様式）	48
様式3（水防活動報告書様式）	49

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、滋賀県知事から指定された指定水防管理団体たる彦根市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、彦根市の地域にかかる河川及び湖沼並びにため池等についての洪水等の水災に対処し、その被害の軽減に努めることを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりとする。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

6 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

7 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

8 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

9 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

10 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

11 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう。

12 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に係者に通報しなければならない。

13 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

14 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

15 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

16 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

17 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

18 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

19 水防団

水防管理団体におかれる水防機関で、水防管理者の所轄の下に行動し、その設置、区域、組織、給与、服務規定などは、市町村や水防事務組合では条例により、水害予防組合では組合会の議決により定められている。

第3節 水防の責任等

1 市の責任

市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (2) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (4) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- (5) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (6) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (7) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (8) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (9) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (10) 公用負担（法第 28 条）
- (11) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (12) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (13) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (14) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (15) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (16) 消防事務との調整（法第 50 条）

2 滋賀県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

- (8) 水位情報の通知及び周知（法第 13 条）
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- (10) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (11) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- (12) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (13) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (14) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

3 気象庁長官（彦根地方気象台長）の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項、気象業務法第 15 条第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項、気象業務法第 15 条第 1 項）

4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- (5) 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (6) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- (9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (10) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

5 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第 25 条）
- (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- (5) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

6 一般市民の義務

- (1) 水防への従事（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

第4節 安全配慮

洪水において、水防関係者自身の安全確保に留意してライフジャケットの着用や不通時でも利用可能な通信機器を携行し水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防関係者自身の安全は確保しなければならない。

水防活動は原則として複数人で行う。

第2章 水防組織

第1節 水防団の設置

法第5条の規定による水防団は設置せず、原則として消防職員、消防団員（以下「消防機関」という。）および市職員において本市水防業務を行うものとする。

第2節 水防機構

滋賀県水防本部から水防活動の指令のあったとき、または水防管理者が水防活動の必要を認めるときは、市に水防本部を設置し、次の水防機構に移り、水防本部の事務分掌に定める水防活動に従事するものとする。ただし、彦根市災害対策本部が開設された場合は、その組織に編入するものとする。

1 水防機構

部	本 部 員				その他の職員	
	部 長	本部付き 本部員	班	班 長		
市長直轄部			危機管理班 秘書班	危機管理課長 秘書課長	危機管理課に所属する職員 秘書課に所属する職員	
企画振興部	企画振興部長		企画班 まちづくり推進班 情報政策班 広報戦略班 人権政策班 人権・福祉交流会館班	企画課長 まちづくり推進課長 情報政策課長 広報戦略課長 人権政策課長 人権・福祉交流会館長	企画課に所属する職員 まちづくり推進課に所属する職員 情報政策課に所属する職員 広報戦略課に所属する職員 人権政策課に所属する職員 人権・福祉交流会館に所属する職員	
スポーツ部	スポーツ部長		スポーツ振興班 国スポ・障スポ総務班 国スポ・障スポ競技班	スポーツ振興課長 国スポ・障スポ総務課長 国スポ・障スポ競技課長	スポーツ振興課に所属する職員 国スポ・障スポ総務課に所属する職員 国スポ・障スポ競技課に所属する職員	
総務部	総務部長	議会事務局 局長および会計 管理者	総務班 公有財産管理班 財政班 税務班 債権管理班 契約監理班 議会班 出納・監査班	総務課長 公有財産管理課長 財政課長 税務課長 債権管理課長 契約監理室次長 議会事務局次長 出納室長	総務課および選挙管理委員会事務局に所属する職員 公有財産管理課に所属する職員 財政課に所属する職員 税務課に所属する職員 債権管理課に所属する職員 契約監理室に所属する職員 議会事務局に所属する職員 出納室および監査委員事務局に所属する職員	
人事部	人事部長		人事班 働き方・業務改革推進班	人事課長 働き方・業務改革推進課長	人事課に所属する職員 働き方・業務改革推進課に所属する職員	
市民環境部	市民環境部長		生活環境班 ライフサービス班 保険年金班 清掃センター班	生活環境課長 ライフサービス課長 保険年金課長 清掃センター副所長	生活環境課に所属する職員 ライフサービス課に所属する職員 保険年金課に所属する職員 清掃センターに所属する職員	
福祉保健部	福祉保健部長		社会福祉班 高齢福祉推進班 障害福祉班 健康推進班	社会福祉課長 高齢福祉推進課長 障害福祉課長 健康推進課長	社会福祉課に所属する職員 高齢福祉推進課に所属する職員 障害福祉課、障害者福祉センターに所属する職員 健康推進課に所属する職員	
子ども未来部	子ども未来部長		子ども・若者班 子育て支援班 幼児班 発達支援センター班 幼稚園保育所班	子ども・若者課長 子育て支援課長 幼児課長 発達支援センター所長 幼稚園長、保育所長、認定こども園長	子ども・若者課に所属する職員 子育て支援課に所属する職員 幼児課に所属する職員 発達支援センターに所属する職員 幼稚園、保育所、認定こども園に所属する職員	
観光文化戦略部	観光文化戦略部長		観光交流班 エンタテインメント班 文化財班 文化振興班	観光交流課長 エンタテインメント課長 文化財課長 文化振興課長	観光交流課に所属する職員 エンタテインメント課に所属する職員 文化財課に所属する職員 文化振興課に所属する職員	
産業部	産業部長		農林水産班 地域経済振興班 農業委員会班	農林水産課長 地域経済振興課長 農業委員会事務局長	農林水産課および農村環境改善センターに所属する職員 地域経済振興課に所属する職員 農業委員会事務局に所属する職員	
建設部	建設部長		建設管理班 道路河川班 市街地整備班 建築班	建設管理課長 道路河川課長 市街地整備課長 建築課長	建設管理課に所属する職員 道路河川課に所属する職員 市街地整備課に所属する職員 建築課に所属する職員	
都市政策部	都市政策部長		都市計画班 建築指導班 交通政策班 住宅班	都市計画課長 建築指導課長 交通政策課長 住宅課長	都市計画課に所属する職員 建築指導課に所属する職員 交通政策課に所属する職員 住宅課に所属する職員	
上下水道部	上下水道部長		上下水道総務班 上下水道業務班 下水道建設班 上水道工務班	上下水道総務課長 上下水道業務課長 下水道建設課長 上水道工務課長	上下水道総務課に所属する職員 上下水道業務課に所属する職員 下水道建設課に所属する職員 上水道工務課に所属する職員	
教育部	教育部長		教育総務班 学校教育班 学校支援・人権・いじめ対策班 生涯学習班 学校 ICT 推進班 彦根城博物館班 図書館班	教育総務課長 学校教育課長 学校支援・人権・いじめ対策課長 生涯学習課長 学校 ICT 推進課長 彦根城博物館長 図書館長	教育総務課に所属する職員 学校教育課に所属する職員 学校支援・人権・いじめ対策課に所属する職員 生涯学習課および地区公民館に所属する職員 学校 ICT 推進課に所属する職員 学校給食センターに所属する職員 彦根城博物館に所属する職員 図書館に所属する職員	
消防部	消防長		消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	消防総務課長 予防課長 警防課長 通信指令課長 消防署長	消防本部および消防署に所属する職員	
		消防団長 (大隊長)	本部班 第1中隊班 第2中隊班 第3中隊班	大隊副長・大隊本部付き 第1中隊長 第2中隊長 第3中隊長	本部付き分団長、本部員(サンフローズ) 第1中隊副中隊長、第1・3・4・5・11各分団員 第2中隊副中隊長、第6・7・8・12・14各分団員 第3中隊副中隊長、第2・9・10・13・15各分団員	
病院部	病院長	事務局長	病院事務局班	編成の都度任命	市立病院に所属する職員	

危機管理監
 副本部長(副本長)・本部長付(教育長、病院事業管理者)
 本部長(水防管理者) 市長

2 水防本部の事務分掌

部	班	事務分掌
本部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般庶務に関する事項 ○ 水防関係機関との連絡に関する事項 ○ 各種命令下達に関する事項 ○ 水防記録に関する事項 ○ 各種報告に関する事項 ○ 警察官の出動要請に関する事項 ○ 応援要請に関する事項 ○ 各種被害状況調査に関する事項 ○ 各種情報の収集に関する事項
建設部	部内各班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防現場活動の指導に関する事項 ○ 水防工法の活用に関する事項 ○ 水防資材の配置調達に関する事項 ○ 増水状況の調査に関する事項 ○ 各種資材の輸送に関する事項 ○ 水防施設に関する事項 ○ 車両の調達・徴用の費用に関する事項 ○ 交通規制および統制等に関する事項
消防部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の警戒連絡情報に関する事項 ○ 水防要員の配置に関する事項 ○ 水防活動（作業）に関する事項 ○ 避難民の救出に関する事項 ○ 資材供出避難退去出動命令に関する事項 ○ 応援要請資材配置および各種情報に関する事項

※その他の業務は、地域防災計画の災害時の事務分掌による。

3 消防団組織について

消防団は、市内の河川等で水防を必要とするところを警戒防御するものとする。その組織は、彦根市消防団規則（昭和25年彦根市規則第9号）別表第1および別表第2のとおりとする。

第3章 重要水防区域等

第1節 重要水防区域等

重要水防区域等は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。重要水防区域ならびに重要な橋りょう、水門および樋門、ダムは、参考資料1のとおりとする。

第4章 予報及び警報等

第1節 気象に関する情報の種類

水防活動の利用に適合する気象に関する情報の種類は、次のとおりである。

1 気象に関する情報の種類

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
気象予警報および気象情報	気象庁（彦根地方气象台）	気象業務法
指定河川洪水予報	滋賀県 気象庁（彦根地方气象台）	水防法 気象業務法
水防警報	滋賀県	水防法

第2節 警報・注意報等発表基準

注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

1 警報・注意報発表基準一覧

発表官署：彦根地方气象台（令和5年6月8日現在）

彦根市	府県予報区	滋賀県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	湖東		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	109
	洪水	流域雨量指数基準	愛知川流域=37.1、宇曾川流域=15.6、芹川流域=17.4、犬上川流域=23.0、野瀬川流域=3.4	
		複合基準※1	—	
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖(琵琶湖)	
	暴風	平均風速	琵琶湖	20m/s
			琵琶湖を除く地域	20m/s
	暴風雪	平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 35cm
			山地	12時間降雪の深さ 50cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	愛知川流域=29.6、宇曾川流域=12.4、芹川流域=13.9、犬上川流域=18.4、野瀬川流域=2.6	
		複合基準※1	愛知川流域=(9, 12.4)、宇曾川流域=(9, 13.6)、芹川流域=(7, 18.4)、犬上川流域=(5, 2.6)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖(琵琶湖)	
	強風	平均風速	琵琶湖	12m/s
			琵琶湖を除く地域	12m/s
	風雪	平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 20cm
山地			12時間降雪の深さ 30cm	
波浪	有義波高			
高潮	潮位			

雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%	
なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24 時間雨量 15mm 以上	
低温	最低気温-5℃以下※2	
霜	4 月以降の晩霜	
着氷		
着雪	24 時間降雪の深さ:30cm 以上 気温:0℃以上	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm

※1 (表面雨量指数基準、流域雨量指数基準) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は彦根地方気象台の値。

(注) 1 注意報、警報の発表については、市町ごとの発表基準を用いて判断し、発表する。

2 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

3 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

(参考)

- 1 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 2 土壌雨量指数：土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
- 3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨水、降水短時間予報をもとに、1km 四方の流域ごとに算出する。

2 特別警報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和 2 年 8 月 24 日現在）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

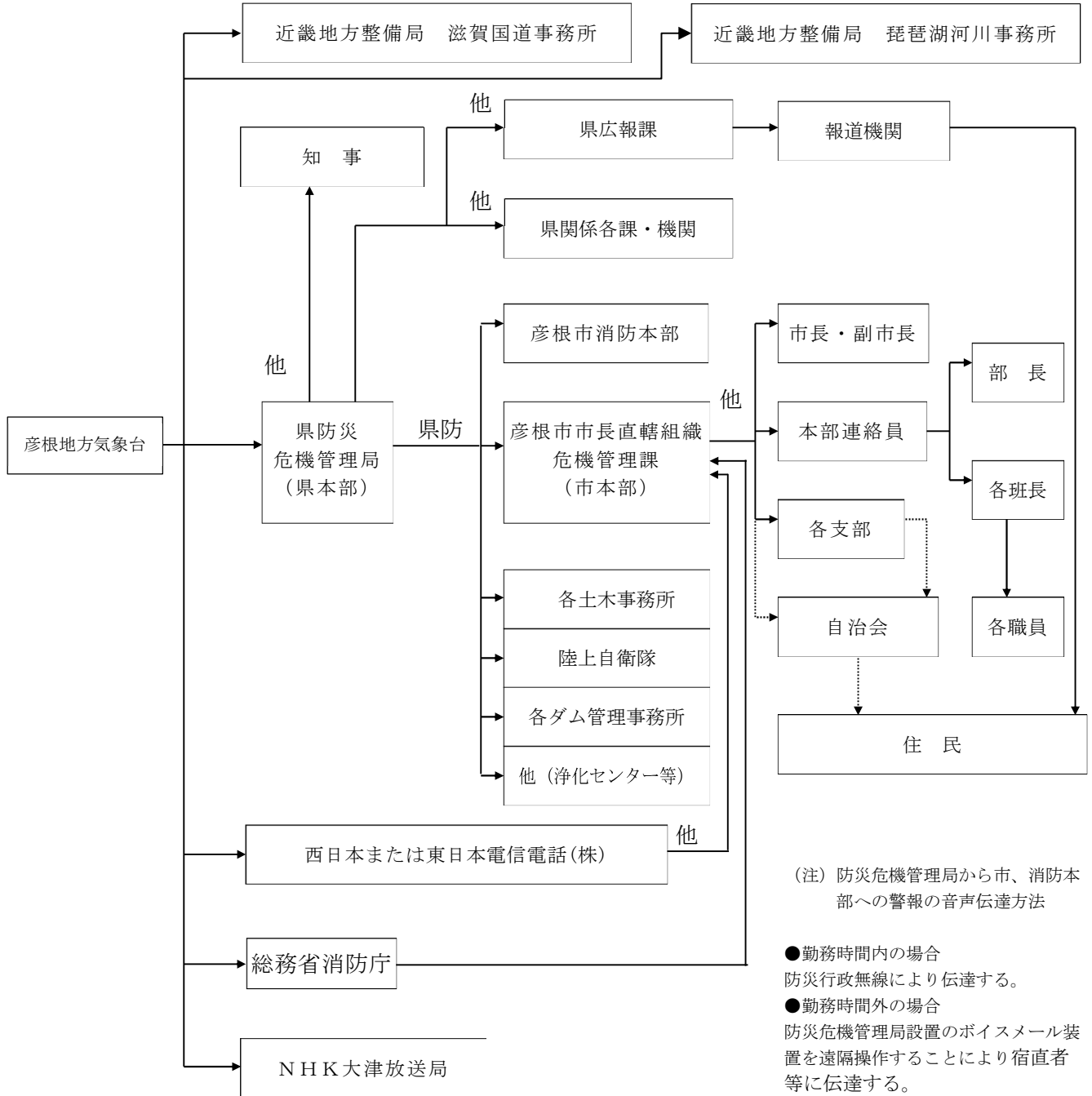
注) 特別警報の発表については、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき発表される。

第3節 気象等の情報伝達系統

彦根地方気象台から県、彦根市、関係機関への気象等の情報伝達系統は、以下の通りとする。

県防：県防災行政無線

他：その他



第4節 指定河川洪水予報

琵琶湖周辺については、水防法および気象業務法に基づき、彦根地方気象台と滋賀県が共同して、洪水のおそれがあるときに、水位または流量を示して、これを一般に周知させるため発表する。

洪水予報の種類は、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報の4種類で、琵琶湖の5点平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）を対象基準として発表を行う。

なお市（危機管理課）は、県流域政策局より連絡を受けることになっている。

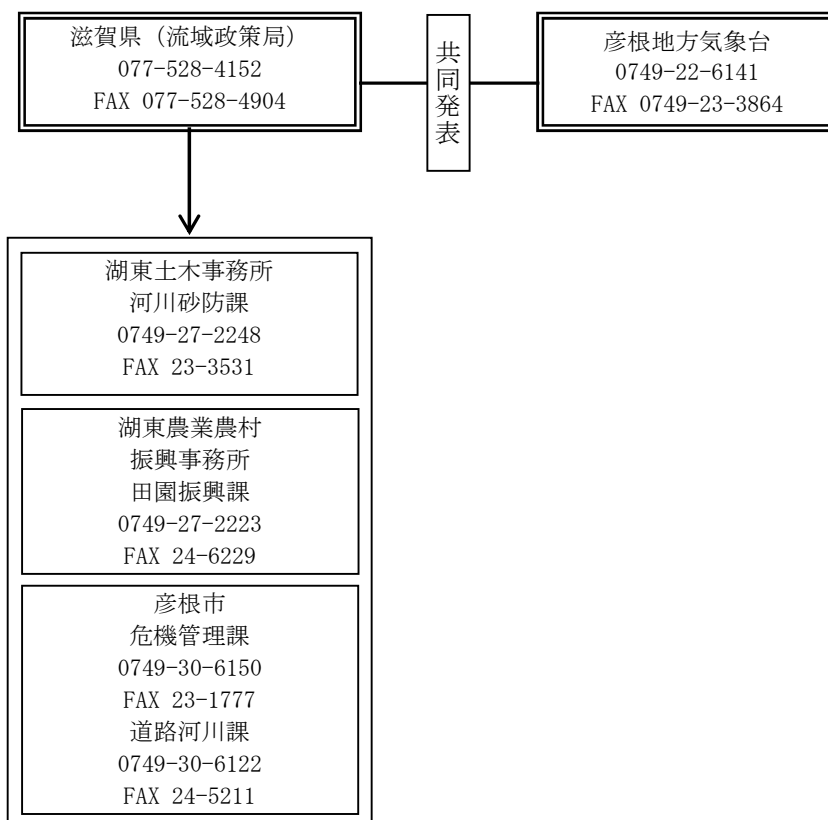
1 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類	洪水予報の基準
琵琶湖氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が予想されるとき。
琵琶湖氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を超える洪水となることが予想されるとき。あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想されるとき。
琵琶湖氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき。
琵琶湖氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

2 琵琶湖洪水予報の基準

河川名	量水標名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
琵琶湖	片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝水位観測所の水位を平均した値	0.55	0.70	0.80	1.15

3 洪水予報伝達系統



第5節 水位情報の通知(水位周知河川)

芹川、犬上川、宇曾川、愛知川について、知事は水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

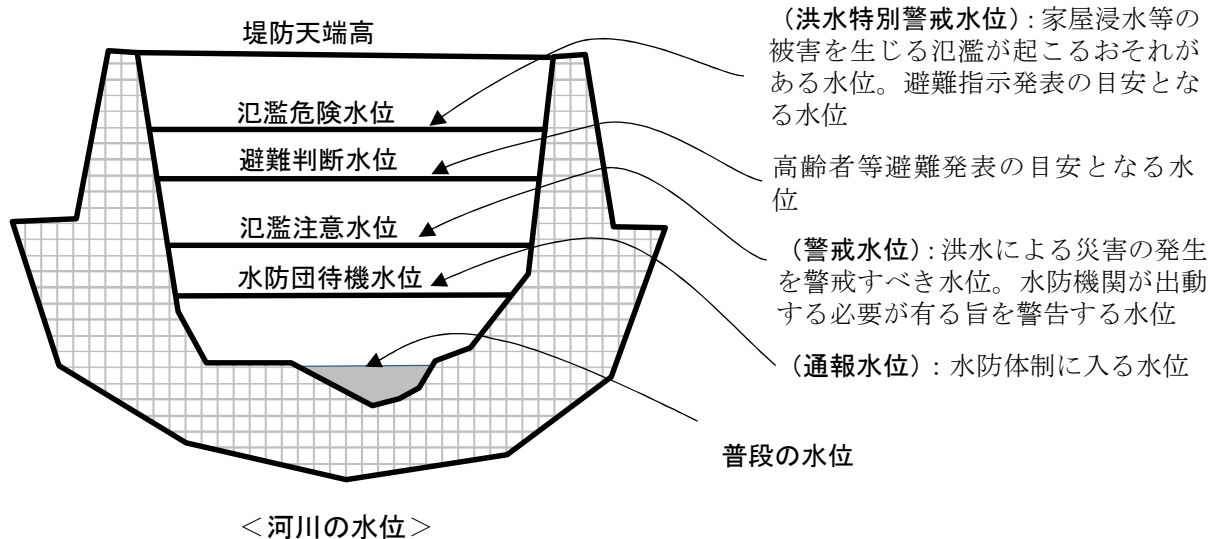
水位到達情報の種類と発表基準及び河川、位置及び水位は、次のとおりである。

1 水位到達情報の種類と発表基準

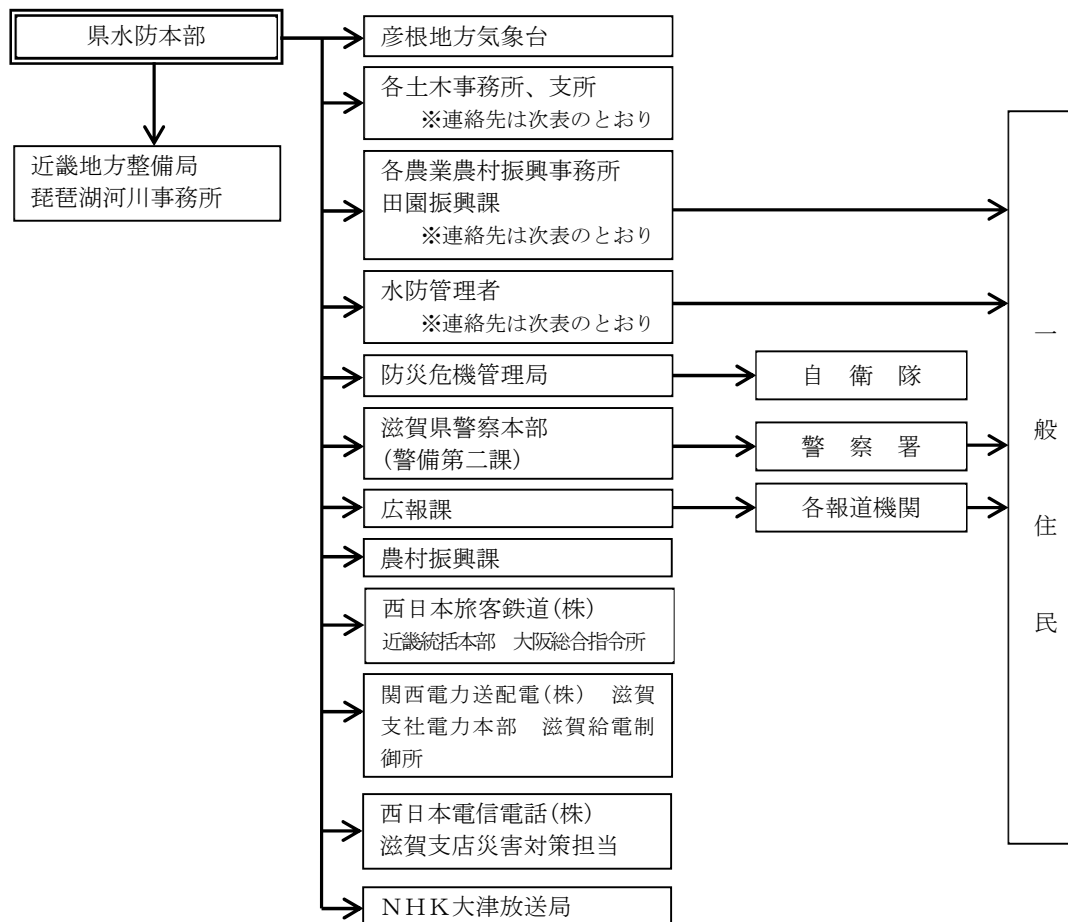
種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 水位周知河川の水位

河川名	位置		自己判定の別	水位				堤防天端高（参考）	管理者
	町名	場所		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険		
芹川	東沼波	芹川旭橋	テレメーター	0.70	0.90	1.00	1.40	2.18	滋賀県
犬上川	高宮	千鳥橋	〃	0.80	1.70	2.00	2.30	2.82	〃
宇曾川	金沢	金沢大橋	〃	1.50	2.50	2.90	3.70	5.35	〃
愛知川	愛荘町	御幸橋	〃	1.00	1.50	1.75	2.30	3.10	〃



3 情報連絡系統図



連絡先

河川	位置	連絡先
愛知川	御幸橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)
		東近江土木事務所 (TEL : 0748-22-7737 FAX : 0748-23-4163)
		湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
		愛荘町 建設課 (TEL : 0749-42-7694 FAX : 0749-42-5887)
		彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
東近江市 管理課 (TEL : 0748-24-5654 FAX : 0748-24-1249)		
芹川	芹川旭橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)
		湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
		彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
犬上川	千鳥橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)
		湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
		彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
宇曾川	上枝	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)
		湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
		愛荘町 建設課 (TEL : 0749-42-7694 FAX : 0749-42-5887)
		彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
	豊郷町 地域整備課 (TEL : 0749-35-8121 FAX : 0749-35-5270)	
金沢大橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531)	
湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)		
彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)		

第6節 水防警報

水防法の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発表する。

本市においては、愛知川（対象量水標：上流は紅葉橋、下流は御幸橋）が県知事による水防警報を発表する河川に指定されている。

なお市（危機管理課）は、県水防本部より連絡を受けることになっている。

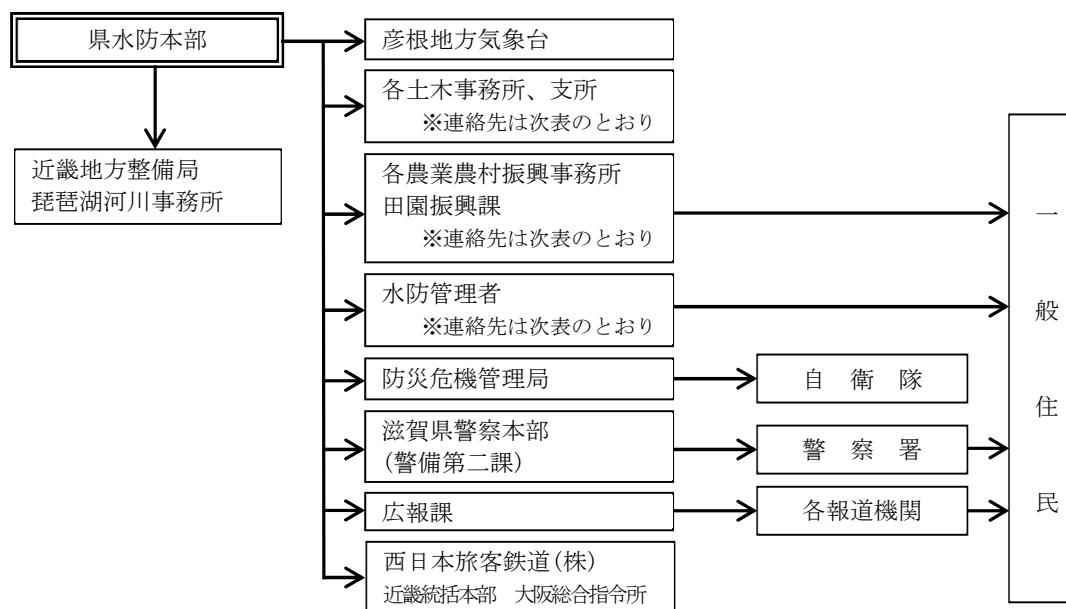
1 水防警報の種類および基準

準備	気象状況および上流雨量により、増水のおそれがあると認めたとき、または、対象量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお増水のおそれがあるとき。
出動	対象量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量並びに水位により危険の予想されるとき。
解除	水位が水防団待機水位(通報水位)以下になり、水防作業を必要としなくなったとき。

2 対象河川

観測所名	河川名	位置	自記固定の別	水位				管理者
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
御幸橋	愛知川	愛荘町	テレメータ	1.00	1.50	1.75	2.30	湖東土木事務所

3 情報連絡系統図



連絡先

河川	位置	連絡先
愛知川	紅葉橋	東近江土木事務所 (TEL : 0748-22-7737 FAX : 0748-23-4163) 湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531) 東近江農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0748-22-7721 FAX : 0748-23-4912) 湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
	御幸橋	東近江市 管理課 (TEL : 0748-24-5654 FAX : 0748-24-1249) 愛荘町 建設課 (TEL : 0749-42-7694 FAX : 0749-42-5887) 彦根市 市長直轄組織危機管理課 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)

第5章 通信連絡

第1節 水防通報網

滋賀県水防本部からの連絡施設は、次のとおりとする。

緊急を要する通信連絡については、滋賀県防災行政無線施設、警察通信施設、西日本旅客鉄道(株)通信施設、近江鉄道(株)通信施設、関西電力送配電(株)通信施設および西日本電信電話株式会社の通信施設を利用する。

- 1 水防管理者は、洪水予報等の通報を受けたときは、遅滞なく関係機関の長に連絡通報の処置をとる。
- 2 各機関の長は、前項の通報を受けたときは、迅速正確に情報の伝達を行い、常時連絡を保つものとする。
- 3 非常電話の利用について

水防上緊急を要する市外通話に限り、一般通話に優先取扱いするものであって、下記要領によるものとする。

- (1) 期間は、気象警報発令以降または水防の必要があると認められるとき以降その事態の解消するまでとする。
- (2) 通信申込みの際は、必ず「非常」と申し出ること。

第6章 水防施設

第1節 器具、資材、設備

水防管理者は、水防上必要と認める次の施設を完備しなければならない。

1 水防倉庫

(1) 水防倉庫の設置場所は、次のとおりとする。

倉庫名	河川名	所在地	管理者	面積 (㎡)	備考
本庄水防倉庫	愛知川	本庄町	彦根市	32.4	
新海水防倉庫	愛知川	新海町	彦根市	35.0	
金沢橋水防倉庫	宇曾川	金沢町	彦根市	56.7	
宇曾川水防倉庫	宇曾川	日夏町	彦根市	24.0	
須越水防倉庫	宇曾川	須越町	彦根市	25.4	
河瀬水防倉庫	犬上川	犬方町	彦根市	24.0	
開出今水防倉庫	犬上川	開出今町	彦根市	32.4	
東沼波水防倉庫	芹川	東沼波町	彦根市	20.0	
鳥居本水防倉庫	矢倉川	鳥居本町	彦根市	36.3	
中藪水防倉庫	芹川	中藪町	彦根市	39.1	

(2) 設置基準は、水防上必要と認める箇所に設置し、個々の設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のないときは、堤防その他に支障のない箇所に設ける。

2 水防倉庫に備蓄する資材器具

(1) 品目および数量は、次の基準により備蓄するよう努めるものとする。

(1 箇所当たりを示す。)

品名	数量	単位	品名	数量	単位
土のう袋	2,000	枚	両ツルハシ	5	丁
シート	10	枚	おの	5	丁
杉丸太 4m 末口 10 cm	50	本	かま	6	丁
杉丸太 3m 末口 10 cm	50	本	のこぎり (大小)	各 3	丁
杉丸太 2m 末口 10 cm	100	本	片手ハンマー	10	丁
縄 (12 kg)	40	玉	ペンチ	5	丁
鉄線	20	kg	強力ライト	若干	
スコップ	23	丁	照明灯	1	台
掛矢	6	丁	一輪車	2	台
唐くわ	5	丁	ロープ (命綱)	10	本

(2) 資材中腐食損傷のおそれのあるものは、常に点検し、新しいものと交換整備すること。

(3) シート、土のう袋は、最悪の場合を予想し、あらかじめ相当数収集の方法を講じておくものとする。

- (4) 停電時の情報確保のため、電池式受信機の整備を怠らないこと。
- (5) その他器具、器材の滅損した場合は、直ちに補充しておくこと。

3 量水標

- (1) 量水標の設置箇所は、参考資料2のとおりとする。
- (2) 建設場所は、河状の整った所で流失のおそれなく、夜間において観測できる所とする。

4 雨量計

水防管理者は、必要と認めるところに雨量計を設置すること。

第2節 器具、資材設備の充実までの措置

水防管理者は、前節の器具および資材設備の充実期間まで適當の数量を担当消防機関および水防本部に配分し、緊急の事態に応じるよう措置しなければならない。

第7章 水防体制および活動

第1節 水防本部の非常配備

常時勤務から水防非常配備体制への切替えを確実に迅速に行うとともに、職員を適当に交代休養させ、長時間にわたる非常勤務活動完遂を期するため次の要領による非常配備を行うものとする。

1 水防非常配備の種類

配備体制 (水防計画)		配備体制 (彦根市地域防災計画)		時期	配備体制
第一配備体制	1号	警戒第1号体制		市地域防災計画における配備基準に準じる。	市地域防災計画における警戒第1号体制または警戒第2号体制に準じる。
	2号	警戒第2号体制			
第二配備体制		災害対策本部	第一、第二配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき。その他、市地域防災計画における配備基準に準じる。	市地域防災計画における災害対策本部第一配備または災害対策本部第二配備に準じる。
第三配備体制			第三配備	事態が切迫し、危険性が大きく、第二配備体制では処理しかねると認められたとき。その他、市地域防災計画における配備基準に準じる。	所属人員全員をもって完全な水防体制とし、災害対策本部第三配備に準じる。

注意事項

- (1) 水防本部員およびその他の職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防非常配備体制が予測されるとき、また、配備基準に達した時は、できる限り不急の外出を避けて待機しなければならない。
- (2) 水防本部各班長および各支部長は、速やかに非常配備体制に入れるよう、あらかじめ各配備体制による出務者を決定することとし、非常招集計画表を作成しておくものとする。

2 動員配備基準表

「地域防災計画 動員配備基準表より」

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害 対応	複数の中規 模災害対応	大規模災 害対応
体制	警戒体制	災害警戒本部体制 (事故災害警戒本部体制) (原子力災害警戒本部 体制)	災害対策本部体制		
次の配備基準に達した場合は、市長に具申する。					
配 備 基 準	風 水 雪 害 等	<p>ア 次の警報の1以上が本 市に発表されたとき ①大雨警報(浸水害、土 砂災害) ②暴風警報 ③洪水警報</p> <p>イ 次の注意報等の1以上 が本市に発表され、危機 管理監・危機管理課長・ 道路河川課長・警防課長 が協議し、必要と認め るとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③大雪警報・暴風雪警報</p> <p>ⓑ 土砂災害が発生した とき イ 土砂災害警戒情報が 発表されたとき ウ その他本市において 土砂災害の危険が高い と判断され、危機管理 監・危機管理課長・道路 河川課長・警防課長が協 議し、必要と認めるとき</p> <p>ⓓ 自主避難施設の開設が必 要と見込まれるとき</p>	<p>ア 次の警報の1以上が本 市に発表され、かつ、災害 の発生が大きく予想され るときで、危機管理監・人 事部長・建設部長・消防長 が協議し、必要と認めると き ①大雨警報(浸水害、土砂災 害) ②暴風警報 ③洪水警報 ④大雪警報・暴風雪警報</p> <p>イ 河川水位が避難判断水 位を超え、さらに水位の上 昇が予想されるとき</p>	<p>ア 気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報お よびその他の注意報が発表され、市本部を設置 して、その対策を必要とするとき。</p> <p>イ 気象業務法に基づく大雨・暴風・暴風雪・大 雪特別警報が発表されたとき。</p> <p>ウ 大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発 生し、市本部を設置して、その対策を必要とす るとき。</p> <p>エ その他災害救助法による救助を要する災害が 発生したとき</p>	

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

3 動員配備体制表

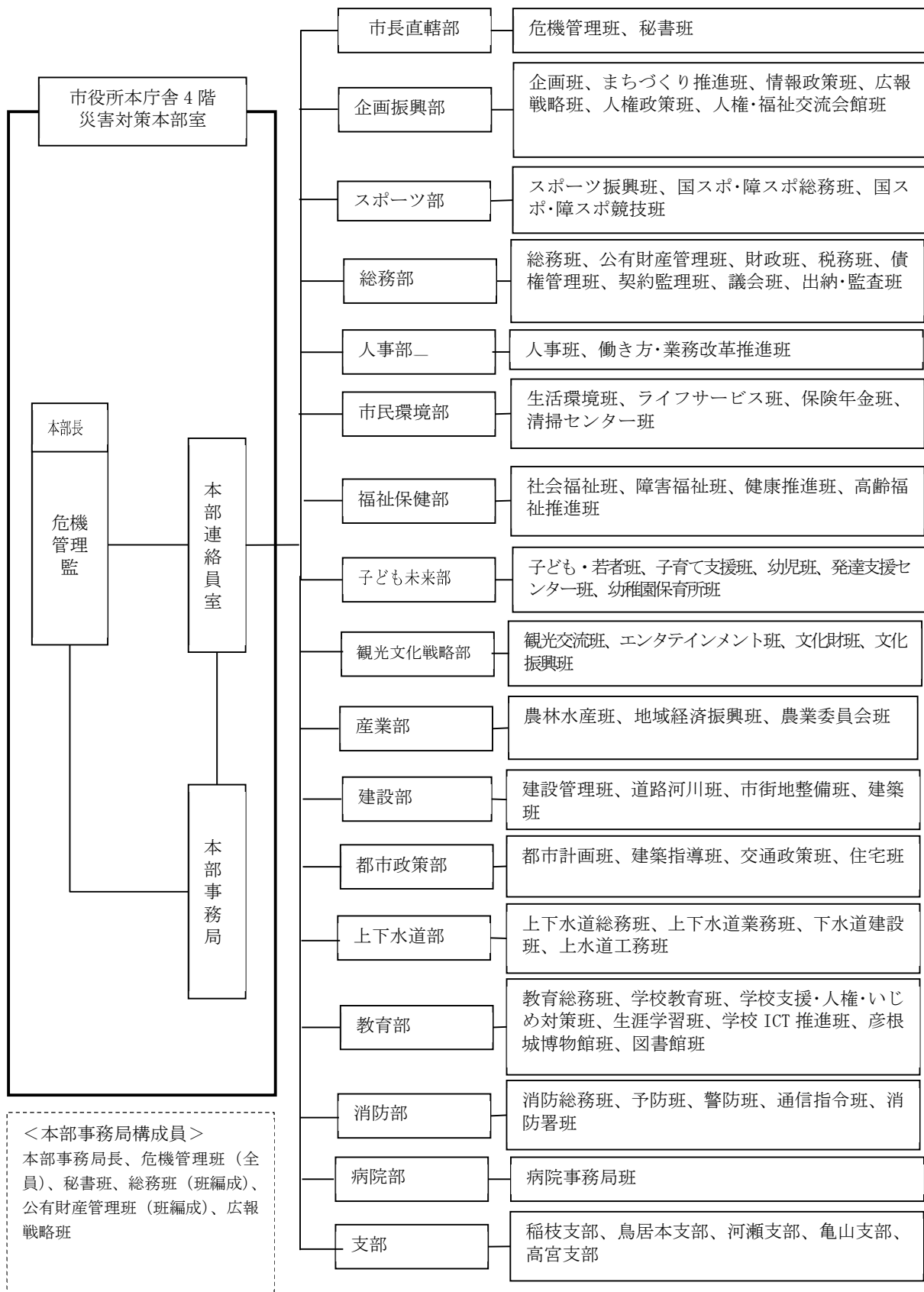
「地域防災計画 動員配備体制表（風水雪害等、地震災害、事故災害）より」

動員	警戒第1号			警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備	
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員	本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員			
事務局	-			本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）、広報戦略 班	本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）			
各所属	-			各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長、各施設長			
	1	2	3					
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）	□危機管理班（全員）			
企画振興部	-	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班	原則として各所 属2名以上の職員 （課長補佐級以上 の職員を含む） ※3	各所属職員の1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4	全員	
スポーツ部	-	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班				
総務部	-	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総 務班、国スポ・障スポ競技班				
人事部	-	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理班 （班編成）、財政班、税務班、債権 管理班、契約監理班、議会班、出 納・監査班、				
市民環境部	-	※1	※2	□人事部、働き方・業務改革推進班				
福祉保健部	-	※1	※2	□生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班				
子ども未来部	-	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班				
観光文化戦略部	-	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班				
産業部	-	-	※2	□観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班				
建設部	道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、				
都市政策部	都市政策部（風水 雪害時）のあらかじ め指定された職員		※2	□建設管理班、道路河川班、市街地 整備班、建築班				
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指 定された職員		-	□都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班				
教育部	-	※1	※2	□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班				
消防部	警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員		-	□教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班				
病院部	-	-	-	□支所・出張所 □左記※1 □左記※2	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）				

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で編成し、災害予防ならびに応急対策活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

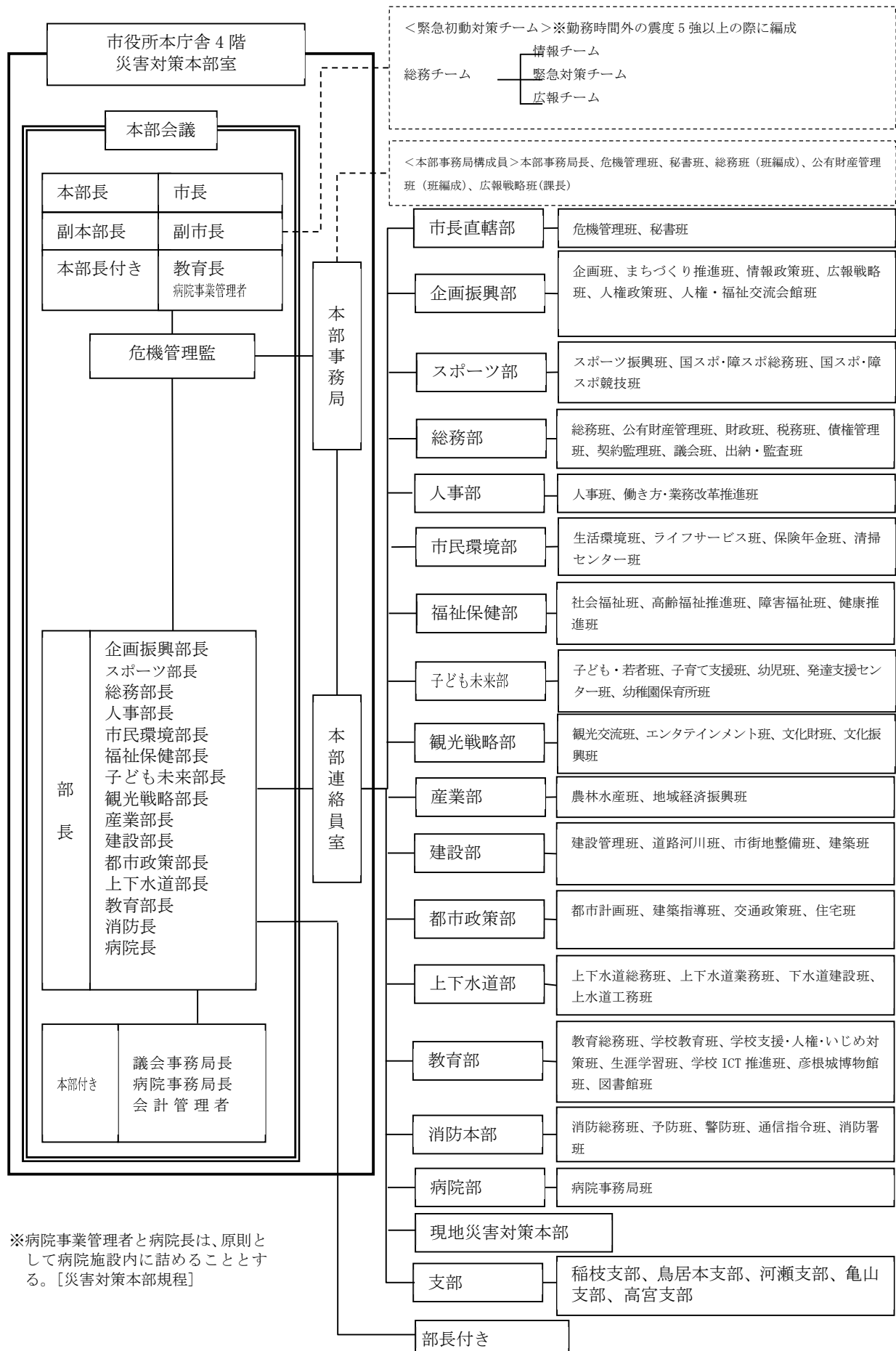
4 災害警戒本部体制図

「地域防災計画（災害警戒本部体制図）より」



5 災害対策本部体制図

「地域防災計画（災害対策本部体制図）より」



※病院事業管理者と病院長は、原則として病院施設内に詰めることとする。[災害対策本部規程]

第2節 消防機関の非常配備と水防配置

1 消防機関に対する水防管理者の非常配備の指令基準

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報河川にあっては、知事からその警戒事項の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして水防法第30条による知事からの指示があった場合

2 事前配備

気象業務法に基づく注意報が発表され出動の必要が予測される場合または大雨もしくは洪水警報が発表された場合には、水防本部設置前においても情報収集、連絡等を主とした事前配備につくものとする。このため消防本部において風水害等警防計画を定めるものとする。

3 出動準備

消防機関は、次の状況の際、出動準備を整える。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。
- (2) 水防警報（指定）河川にあっては、準備のための警報を受けたとき。
- (3) 洪水予報が発せられたとき。

4 待機

消防機関に属するものは、第1信号*が発せられたときは、速やかに所定の場所に集合し、消防長の指示を待つものとする。

消防長は、水門、樋門、堰堤、ため池等の水防上重要工作物のある箇所への所属部員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部の所属部員を派遣させるものとする。

※第1信号：氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合 【第8章第1節水防信号参照】

5 出動

水防管理者は法第17条の規定に基づき、必要と認めるときは消防長に出動を命ずる。出動命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (2) 水防警報河川にあっては、出動の警報を受けたとき。

※水防担当区域は、第3章第1節に定める重要水防区域および参考資料3に示す担当分団表による。

第3節 消防機関による水防活動

法に基づき出動の必要を認めるときは、水防管理者は、洪水等の危険が解除されるまで消防長に消防機関を招集させ、水防警戒および水防活動を実施させるものとする。

1 状況による活動区分

- (1) 状況が特に緊迫しないとき。

要員は、出張停止し、勤務時間中は、各部署に待機する。

- (2) 状況が緊迫したとき。

水防管理者は、状況の判断に基づき要員の全部または一部を執務時間後も服務させ、水防の任に当たらせるものとする。

2 水防巡視

- (1) 平時の監視

ア 水防管理者は、あらかじめ延長2kmごとに2人の基準で巡視員を定めておき、堤防その他の巡視に当たらせ、その状況熟知に努めなければならない。

イ 水防巡視責任者は、絶えず水位の状況を監視し、必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの長に報告するものとする。

(2) 非常時の監視

ア 消防長は、水防管理者から水防警戒の指示を受けたときは、消防団長に命じて、各担当中隊長を通じ関係分団長に水防巡視責任者を定めさせ、警戒に当たらせるものとする。

イ 消防団分団長は、延長 500m ないし 1,000m ごとに監視員 1 人、連絡員 2 人の基準で監視するものとする。

ウ 消防団分団長は、水防警戒を指示された場合は、直ちに必要な処置を講じ、その状況を水防本部に報告するものとする。

3 水位の通報

(1) 消防団長は、各担当中隊長を通じ各担当分団長に、水位区域内の量水位監視者を選定させ、水位の報告を任ずるものとする。

(2) 各担当分団長および量水位監視者は、気象状況の通知を受けたとき、また出水のおそれを察知したときは、随時水位の変動を監視し、通報水位に達したときから通報水位に下がるまで 1 時間ごとに水防本部に水位を報告（様式 1（水位観測集計表）を使用）するものとする。ただし、次に掲げる場合は、その都度報告するものとする。

ア 量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

イ 最高水位に達したとき。

ウ 氾濫注意水位（警戒水位）より下がったとき。

なお、氾濫注意水位（警戒水位）に達してから減水するまでは、30 分ごととする。

(3) 速報は、有線および無線電話により、次の事項を報告するものとする。

〇〇時〇〇分 観測所〇〇 水位〇〇メートル〇〇

最高水位 〇〇時〇〇分、〇〇メートル 増水・減水の傾向

4 水門の操作

(1) 消防団長は、各担当中隊長を通じ、各担当分団長に水防警戒の必要がある場合は、担当区域内の堰堤、水門、樋門およびため池の管理者にあらかじめその監視員および連絡員を定めさせるものとする。

(2) 監視員は、常に河川工作物の点検を行い、出水時の操作に支障のないようにする。

(3) 消防団長は、各担当中隊長を通じ、各担当分団長に、水防警戒上必要がある場合は、各河川、水門その他の管理者に門扉の開閉を行わせるものとする。

5 流水その他の措置

消防団長は、各担当中隊長を通じ、各担当分団長に、水防警戒の必要がある場合は、絶えず漂流物に注意し、下流に危険を及ぼすと認めた物件は、責任者に完全に撃留するよう措置しなければならない。

6 決壊、崩壊の通報

消防分団長、量水位監視責任者から堤防、橋りょうその他の施設が決壊、崩壊した旨の報告を受けたときは、水防管理者または消防長は、直ちにその状況を関係者に通報しなければならない。

(1) 通報は次のとおりとする。

河川名、湖岸名、状況、延長

(2) 猶予すれば危険に陥る状況を察知したときは、付近住民に連絡し、必要な処置を講じるとともに被害が拡大しないように努めなければならない。

第4節 一般住民の水防活動

水防管理者は、各町を単位とする補助水防団または水防組合が組織される場合には、情報、資料、器具の提供等極力援助させ、一般住民は、水防機関の活動に協力するものとする。

第5節 一般住民の出動

水防管理者は、消防長の要請に基づき水勢の状況を察知したときは、法第 24 条の規定に基づき市内に居住する者、又は水防の現場にある者に対し、出動を命ずる。

第6節 警戒区域

法第 21 条第 1 項の規定により水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、または制限し、その区域から退去を命ずることができる。また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第7節 避難

水防管理者は、著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難、立ち退きまたは準備を指示するものとする。

- 1 水防管理者は、あらかじめ危険が想定される区域について、住民に周知しておくものとする。
- 2 状況が急を要し、水防管理者からの命令を待ついとまがないときは、法第 21 条の規定により消防長は消防職員、団員にこれを代行させることができる。
- 3 誘導員は、混乱した避難民を鎮静し、安全かつ迅速に避難させる責任を有する。
- 4 避難、立ち退きに際しては、特に火災に注意するものとする。
- 5 財産の保護は、人命救助後において状況の許す限り最善の措置を講ずるものとする。

第8節 避難連絡

水防管理者は、避難立ち退きを指示する場合において、法第 29 条の規定により直ちに所轄警察署長に連絡するものとする。また、水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を湖東土木事務所長に速やかに報告するものとする。

第9節 緊急通行

法第 19 条の規定により消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通に供しない道路または公共の用に供しない空地および水面を通行することができる。

第10節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ気象条件等から水防の必要がなくなったと認めたときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させる。

第8章 水防信号、水防標識

第1節 水防信号

法第 20 条の規定による水防信号は、下記のとおりとする。

水防信号

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	5 秒 5 秒 5 秒 ○休止○休止○休止○	5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 2 信号	○○○ ○○○ ○○○	7 秒 7 秒 7 秒 7 秒 7 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 ○ 休止 ○ 休止 ○
第 4 信号	乱打	30 秒 3 秒 30 秒 3 秒 30 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○

備 考

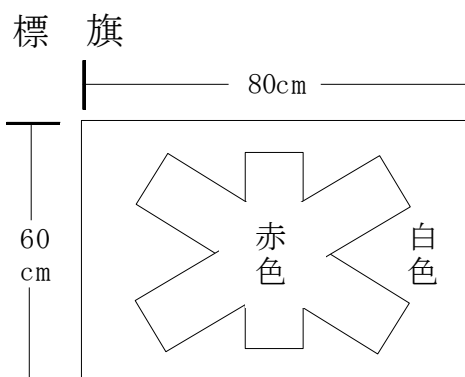
- 1 信号は、適宜の時間継続して繰り返すこと。
- 2 必要があれば警鐘およびサイレン信号を併用してもよい。
- 3 危険の去ったときは、口頭伝達により周知させること。

(注)

- 1 第 1 信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことおよび水防活動のため待機を知らせるもの
- 2 第 2 信号は、水防団員および消防機関に属する者の全員が直ちに出勤すべきことを知らせるもの
- 3 第 3 信号は、当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
- 4 第 4 信号は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

第2節 優先通行

法第 18 条の規定により知事の定める下記標識を有する者が水防出勤するときは、優先通行することができる。



第3節 職員標識

法第 49 条の規定により本部職員および消防機関の職員は、水防計画作成上必要な土地に入ることができる。この場合次の証票を携帯し、関係者の請求があったときは、呈示しなければならない。

1 水防職員証

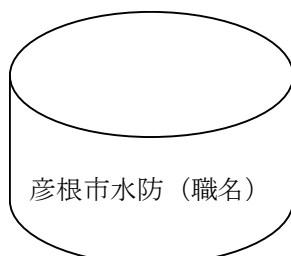
(表)

第 号
水防職員証
所属機関名 氏名 生年月日
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の権限を行使できるものであることを証明する。
平成 年 月 日
彦根市長 印

(裏)

心 得
1 水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、または当該職員、水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者をして必要な土地に立入らせることができる。
2 前項の規定により必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
3 記名者以外の使用を禁ずる。
4 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。
5 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正を受けること。
(1、2 は、水防法第 49 条抜粋)

2 水防活動のため現地に赴く本部職員および消防職員は、次の標識を左腕に付けるものとする。



(職名)

水防管理者、本部長、副本部長、各部長、本部職員、消防職員

第9章 応援

第1節 他市町への応援

水防管理者は、法第 23 条の規定により、他の水防管理者、市町長および消防機関からの応援の要請があったときは、できる限りこれに応じなければならない。

水防管理者は、この場合消防長に実施させる。消防長は、直ちに状況を勘案し、消防団長は、担当中隊長を通じ出動分団長に通知するとともに、資材器具を携行するものとする。

第2節 区域内相互の援助

担当分団長は、管轄区域の水防が著しく困難であると認められる場合には、直ちに中隊長に報告する。

第3節 他市町からの応援

水防管理者は、区域内の状況が緊迫し、他の市町からの応援を求める必要があると認められた場合、法第 23 条の規定により他の水防管理者、市町長に消防団の応援を求めることができる。

第4節 警察官出動

水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、法第 22 条の規定に基づき警察署長に対し、警察官の出動を要請する。

第5節 自衛隊の出動要請

水防管理者が自衛隊の出動を要請する場合は、湖東土木事務所と協議し、自衛隊との連絡責任者および現場技術責任者を定めた後、次の事項を明らかにして県水防本部長に要請するものとする。

また、急迫した事態で、かつ、通信途絶等により県水防本部長への自衛隊の派遣要請が速やかに依頼できない場合は、その旨および災害の状況を、防衛大臣または最寄りの部隊長に直接通報することができる。

- 1 災害の状況および派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する期間
- 3 派遣を希望する区域および活動内容
- 4 受け入れ場所等
- 5 その他参考となるべき事項

第10章 公用負担

第1節 公用負担命令

水防管理者および消防機関の長は、法第 28 条の規定により緊急の必要があるときは、水防現地において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他資材を使用し、もしくは収用し、車両その他運搬具もしくは器具を使用し、または工作物その他の障害物を処理することができる。

1 公用負担権限証明書

法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、本部員および消防職員にあっては消防司令補以上、消防団員にあっては各分団長以上ならびにその委任を受けた者とする。この場合次の証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

本部員用 (表)

第 号
公用負担命令権限証
彦根市水防本部 (職名)
(氏名)
上記の者に、水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。
平成 年 月 日
彦根市長 印

消防職員・消防団員用 (表)

第 号
公用負担命令権限証
彦根市消防本部 (氏名)
何地区担当消防団員
上記の者に、 地区における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。
平成 年 月 日
彦根市長 印

(裏)

心得

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者または消防機関の長は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用しもしくは収用し、車両その他の運搬具もしくは器具を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

(水防法第 28 条抜粋)

- 2 記名者以外の者の使用を禁ずる。
- 3 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。
- 4 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正を受けること。

2 公用負担命令票

- (1) 法第 28 条の規定により公用負担を命ずる際は、原則として次の命令票乙を目標物の所有者または管理者に交付するものとする。
- (2) 前号公用負担命令票甲の控を、水防任務終了までに所属長を経由して水防管理者に報告するものとする。

公用負担命令票甲 (表)

本部長	目的 目的物 (品名)	水防法第 28 条の規定により下記のとおり公用負担を命じます。			
		数量	目的物の 程度	負担内容	
使用	収用				
副本部長			新品 中古品 古品		
危機管理監			新品 中古品 古品		
各部長			新品 中古品 古品		
各班長	所有者 または 管理者	彦根市	町	番地	殿
合 議	彦根市水防管理者				
	発 行 者	彦根市長			印
主 任		事務取扱者			
		(職名)	(氏名)		印

(複写紙薄紙)

公用負担命令票乙（表）

目的	水防法第 28 条の規定により下記のとおり公用負担を命じます。			
目的物 (品名)	数量	目的物の程度	負担内容	
			使用	収用
		新品 中古品 古品		
		新品 中古品 古品		
		新品 中古品 古品		
所有者 または 管理者	彦根市 町 番地 殿			
発 行 者	彦根市水防管理者 彦根市長 印 事務取扱者 (職名) (氏名) 印			

(複写紙厚紙)

「乙」(裏)

<p>1 この命令票は、水防法第 28 条の規定により発行したものであります。</p> <p>2 この命令票に基づき後に表記物件の損失を補償しますから大切に保管ねがいます。</p> <p>3 発行者印のないものは無効です。</p> <p>~~~~~</p>
--

第2節 損失補償

水防管理者は、法第 28 条の規定により公用負担を命じた場合は、損失を受けた者に対し、できる限りその損失補償の措置を講ずるものとする。

第11章 水防記録と水防報告

第1節 水防記録

水防が終結したときは、現地最高指揮者は、速やかに次のことを取りまとめ、水防を行った箇所ごとに水防てん末報告（様式2）を作成するものとする。

- 1 洪水増減の状況
- 2 消防団員の出動時刻および人員
- 3 堤防その他施設等の異常の有無、被害の状況
- 4 水防作業の状況
- 5 使用資材の種類および回数ならびに消耗分および回収分（公用負担命令票甲）を添付すること。
- 6 応援の状況
- 7 地区住民の出動の状況
- 8 現地指導の公務員の氏名
- 9 水防関係者の死傷の状況
- 10 警察官の援助状況
- 11 避難、立ち退きの状況
- 12 雨後の水防につき考慮すべき点
- 13 その他必要な事項

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動報告書様式（様式3）により、水防活動実施後30日以内に湖東土木事務所長を経由して水防本部長に報告するものとする。

第12章 水防訓練

第1節 水防訓練

法第 32 条の 2 の規定により水防管理者は、毎年水防訓練を行うものとする。

第2節 訓練計画の策定

危機管理監は、訓練計画を策定し、水防管理者の承認を得るものとする。

第13章 衛生、援護

第1節 衛生

水防管理者は、被災地防疫または負傷者の援護の必要を認めるときは、迅速に防疫を実施し、または救護所を開設させる。このため、あらかじめ防疫計画を定めることとする。

第2節 援護

水防管理者は、水防のため、援護を必要と認めるときは、直ちに援護を実施する。このため、あらかじめ援護計画を定めることとする。

第3節 資材調達、車両徴用

水防管理者は、水防のため、資材の応急調達および車両徴用の必要を認めるときは、資材の応急調達および車両の徴用を開始する。このため、あらかじめ水防用資材調達計画、輸送用徴用計画等を定めることとする。

第4節 災害救助法要請

水防管理者は、状況により災害救助法の発動を要請する。

参考資料1（重要水防区域等）

(1) 水防区域

番号	河川名	右岸 左岸	管理 水防団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施設	対策水防 工法
				区域	延長m	区域	延長m	区域	延長m			
122	愛知川	右岸	彦根市 愛荘町	愛知川河口より 上流 愛荘町境界まで 8,450m	8,450	同左	8,450	同左	8,450	河積狭小 水衡部	人家 5,500 戸 田 129.5ha 道路 2,000m	木流し工 積土俵工
123	不飲川	右岸 左岸	彦根市 愛荘町	県道彦根近江八幡線より県道大津能登川長浜線まで両岸 4,100m	8,200							
124	文録川	右岸 左岸	彦根市	つぶり橋から上流額戸川合流部今川新橋まで 右岸 150m つぶり橋から上流へ左岸 250m 市道大藪金田線金田橋より上下流 両岸 50m 広域農道より上流県道稲枝沢線まで両岸 3,750m	500 7,500	つぶり橋から上流額戸川合流部今川新橋まで 右岸 150m つぶり橋から上流へ 左岸 250m 市道大藪金田線金田橋より上下流 両岸 50m JR 琵琶湖線より 400m 下流地点から県道稲枝沢線まで両岸 600m	1,700			河積狭小	人家 5 戸 県道・市道	
125	宇曾川	右岸 左岸	彦根市 愛荘町 豊郷町 東近江市	県道彦根近江八幡線（港橋）より上流愛荘町界まで左岸 7,600m豊郷町境界まで右岸 7,000m	14,600	港橋から J R 琵琶湖線下流 右岸 5,000m 港橋から上流 左岸 2,000m	7,000					
135	犬上川	左岸 右岸	彦根市 多賀町 甲良町	河口から上流甲良町（多賀町）境まで 両岸 6,400m	12,800	同左	12,800	琵琶湖より上流宇尾大橋まで 左岸 2,450m 今橋より上下流へ 両岸 100m 犬上橋より上下流へ 両岸 100m 千鳥橋より下流 左岸 700m 河口より上流彦根市清掃センター付近まで 右岸 1,800m 春日大橋より下流 右岸 300m 高宮橋より上流 右岸 500m	6,150	護岸老朽 河積狭小	人家 9000 戸 田 190ha 道路 8,000m	木流し工
136	安食川	左岸 右岸	彦根市	琵琶湖から国道 8 号線まで 両岸 6,200m	12,400	県道神郷・彦根線から国道 8 号まで（安食中町） 両岸 600m	1,200	県道神郷・彦根線から上流へ 両岸 400m	800	河積狭小	人家 30 戸	
137	太田川	左岸 右岸	彦根市 多賀町	犬上川合流点から高宮町市道まで 両岸 2,530m	5,060							
141	平田川	左岸 右岸	彦根市	河口より県道彦根環状線まで 両岸 5,200m	10,400	彦根市平田町より JR 琵琶湖線上流 100m の地点まで 両岸 1,500m 彦根市東沼波町堀ノ下公園より下流へ 両岸 50m 県道彦根環状線より下流 100m 上流 50m 両岸 150m	3,400	彦根市平田町より県道神郷・彦根線平田橋まで 両岸 700m	1,400			
142	芹川	左岸 右岸	彦根市 多賀町	河口より多賀町境界まで 両岸 5,800m	11,600	琵琶湖より東海道新幹線まで 左岸 4,700m 琵琶湖より上流 右岸 5,200m	9,900	琵琶湖より上流 右岸 400m 中藪橋より上下流へ 両岸 100m 池州橋より下流 右岸 150m	2,750	河積狭小 護岸老朽	人家 21300 戸	

番号	河川名	右岸 左岸	管理 水防団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施設	対策水防 工法
				区域	延長m	区域	延長m	区域	延長m			
								琵琶湖から上流 1,500m 地点より 1,600m 地点 左岸 100m 後三条橋より上 下流へ両岸 100m 芹橋より上下流 へ 両岸 100m 中藪橋より上下 流へ 両岸 100m 西沼波橋下流 100m 地点より国 道 8 号まで 左岸 500m 西沼波橋より上 下流へ 右岸 100m 国道 8 号より下 流へ 右岸 200m 大堀橋より上流 へ 両岸 200m 東海道新幹線よ り下流へ 右岸 100m				
145	矢倉川	左岸 右岸	彦根市	米原市境より高 橋(寒谷川)合流 部まで 両岸 3,250m	6,500	米原市境より名 神高速道路まで 左岸 2,150m	2,150	国道 8 号から名 神高速道路まで 左岸 1,100m 名神高速道路か ら上流へ 両岸 50m 井堰橋より上流 両岸 50m	1,300	水衝部 河積狭小	人家 110 戸 田 55ha 道路 1,000m	積土俵工 継ぎ錠張工
146	小野川	左岸 右岸	彦根市	矢倉川合流点上 流 100m より上 流小野町まで 左岸 1,900m 右岸 2,500m	4,400	鳥居本町内町か ら小野町まで 両岸 1,300m	2,600					
147	四の井 川	左岸 右岸	彦根市 甲良町	犬上川合流点よ り上流甲良町境 まで両岸 700m	1,400							
216	野瀬川	左岸 右岸	彦根市	琵琶湖から JR 琵 琶湖線まで 両岸 3,500m	7,000	琵琶湖から県道 大津能登川長浜 線まで 両岸 2,000m	4,000	琵琶湖から上流 1,600m 地点より 1,800m 地点まで 両岸 200m	400	合流部 屈曲部 河積狭小 農業用堰	人家 10 戸	積土のう工
219	額戸川	左岸 右岸	彦根市	文禄川合流部 今川新橋から上 流へ 両岸 50m 広域農道より上 岡部町地先河川 湾曲部まで河川 湾曲部まで 両岸 1,220	100 2,400							
221	江面川	左岸 右岸	彦根市	琵琶湖より上流 両岸 4,450m	8,900							

(2) 水防上重要な水門、樋門

整理番号	河川名	設置場所	水門形式	重要度	管理者
1	— 猿ヶ瀬川	正法寺町	スライドゲート	A	地蔵町
2	— 不知谷川	正法寺町	スライドゲート	A	地蔵町
3	一級河川 平田川	平田町	面戸堰	A	平田町
4	一級河川 平田川	平田町	面戸堰	A	平田町
5	一級河川 平田川	平田町	面戸堰	A	平田町
6	一級河川 平田川	小泉町	面戸堰	A	
7	一級河川 平田川	東沼波町	面戸堰	A	東沼波用水組合
8	— 至野瀬川 (1)	西今町	面戸堰	A	
9	一級河川 野瀬川	西今町	面戸堰	A	大藪町農業組合
10	一級河川 野瀬川	西今町	起伏ゲート	A	宇尾町
11	一級河川 野瀬川	野瀬町	起伏ゲート	A	野瀬町
12	一級河川 野瀬川	野瀬町	起伏ゲート	A	野瀬町
13	一級河川 野瀬川	西今町	起伏ゲート	A	西今町
14	一級河川 太田川	高宮町	スライドゲート	A	竹ヶ鼻町
15	一級河川 太田川	高宮町	起伏ゲート	A	高宮西部
16	— 新ノ木川	高宮町	スライドゲート	A	高宮農水
17	一級河川 江面川	甘呂町	面戸堰	A	甘呂町
18	一級河川 江面川	甘呂町	面戸堰	A	甘呂町
19	一級河川 江面川	甘呂町	スライドゲート	A	甘呂町
20	一級河川 江面川	宇尾町	面戸堰	A	宇尾町農業組合
21	一級河川 江面川	宇尾町	面戸堰	A	宇尾町農業組合
22	一級河川 江面川	宇尾町	面戸堰	A	
23	— 雲川	日夏町	スライドゲート	A	安田
24	— 雲川	日夏町	起伏ゲート	A	日夏町筒井
25	— 泉川	日夏町	起伏ゲート	SA	日夏町泉
26	— 日夏大川	日夏町	転倒ゲート	SA	日夏町中沢
27	— 日夏大川	日夏町	スライドゲート	A	日夏町中沢
28	— 日夏大川	川瀬馬場町	起伏ゲート	A	川瀬馬場町
29	— 日夏大川	川瀬馬場町	起伏ゲート	A	川瀬馬場町
30	— 清崎川支川-1	清崎町	スライドゲート	A	清崎東
31	— 鯉川支川-2	清崎町	スライドゲート	A	清崎東
32	— 清崎川支川-1	南川瀬町	スライドゲート	A	清崎東
33	— 清崎川支川-1	南川瀬町	スライドゲート	A	清崎東
34	— 茂賀川	賀田山町	スライドゲート	A	賀田山町小山
35	— 茂賀川	賀田山町	スライドゲート	A	賀田山町小山
36	— 茂賀川	賀田山町	スライドゲート	A	
37	— 茂賀川支川-1	賀田山町	スライドゲート	A	茂賀
38	一級河川 宇曾川	肥田町	ゴム引布製起伏ゲート	A	愛西土地改良区
39	一級河川 額戸川	石寺町	起伏ゲート	A	上石寺町
40	一級河川 文録川	稲部町	起伏ゲート	A	稲部町
41	一級河川 文録川	稲枝町	面戸堰	A	稲部町
42	一級河川 文録川	稲枝町	スライドゲート	A	稲枝東
43	一級河川 文録川	野良田町	面戸堰	A	野良田町
44	一級河川 文録川	野良田町	スライドゲート	A	野良田町
45	— 18号水路	金田町	スライドゲート	A	金田町
46	一級河川 平田川	大堀町	面戸堰	A	

重要度 A：市街地の一級河川及び重要幹線排水路水門
 B：その他の一級河川及び幹線水路水門
 C：その他排水路の面戸等
 S：彦根市道路河川課施工水門

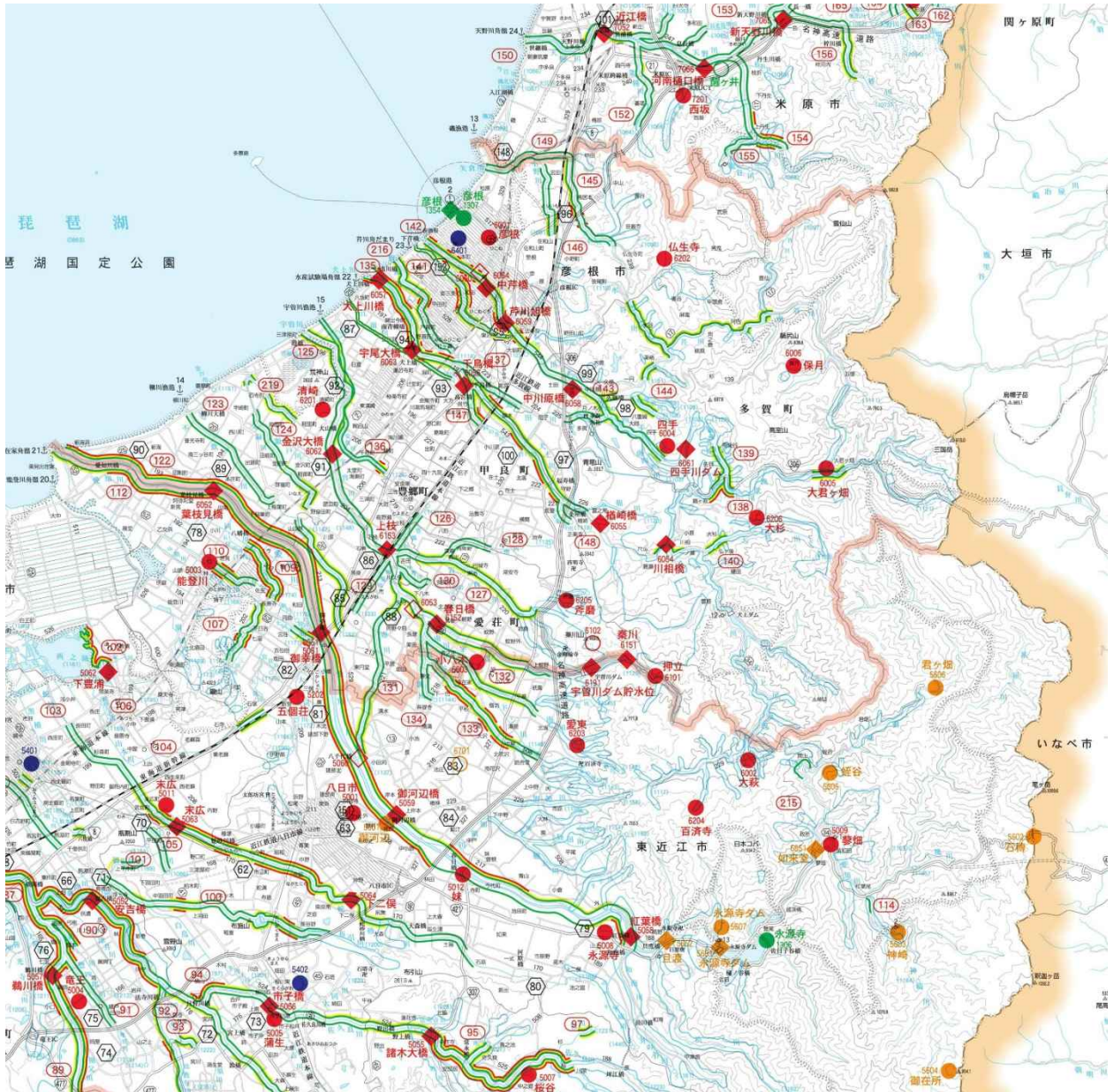
(3) 水防上重要な橋りょう調書

河川名	路線	橋りょう名	形式	位置	摘要
芹川	大津能登川長浜線	池州橋	P c	池州町	水防資材その他物資運搬に重要である。
	彦根近江八幡線	下芹橋	S t	長曾根町	〃
宇曾川	三津屋野口線	唐崎橋	S g	日夏町	〃
	彦根近江八幡線	須三嶺大橋	S t	三津屋町	〃
	大津能登川長浜線	新大山橋	P b	賀田山町	〃
芹川	神郷彦根線	芹橋	S g	河原二丁目	人家連担地域であり水防資材その他救援活動に特に重要である。
犬上川	大津能登川長浜線	南青柳橋	S t	野瀬町	水防資材その他物資運搬に重要である。
	彦根近江八幡線	犬上川橋	P b	八坂町	〃
	芹橋彦富線	宇尾大橋	P b	野瀬町	〃

(4) ダム調書

河川名	名称	位置		管理者	操作担当者	操作基準	総貯水量 (千m ³)	堤高	用途	摘要
		市町	町字							
愛知川	永源寺ダム	東近江	永源寺相谷	滋賀県	愛知川流域田園整備事務所長	操作規定による	22,741	73.5	農水、発電	
犬上川	犬上ダム	多賀	萱原	犬上川沿岸土地改良区	同左	操作規定(案)による	4,500	45.0	農水、発電	

(5) 重要水防区域図（湖東土木事務所管内）

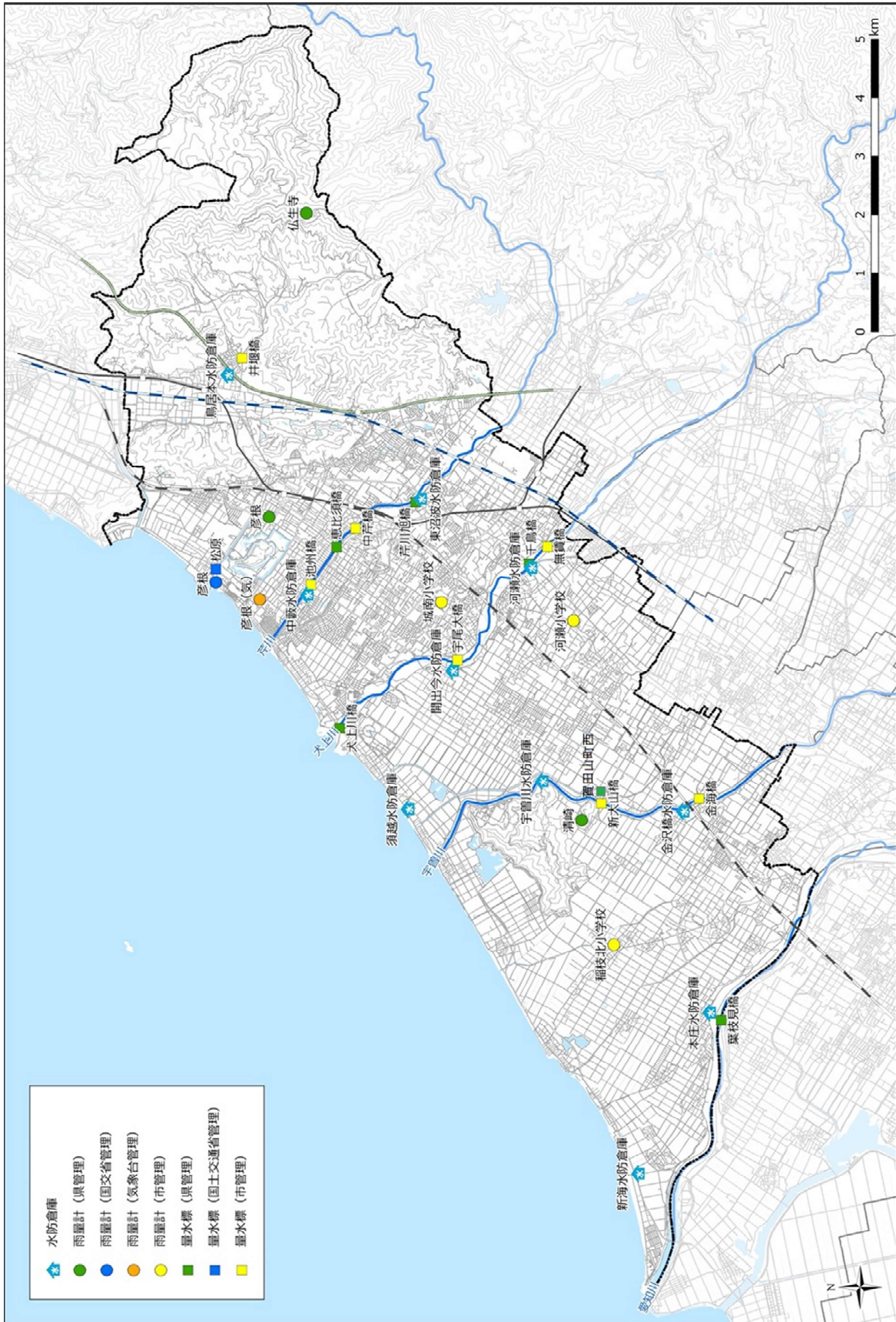


凡 例					
要水防区域	—	国土交通省 直轄管理区間	—		
重要水防区域 Bランク(直轄河川)	—	水防倉庫	○		
特に重要な水防区域 Aランク(直轄河川)	—	水防対象河川	○		
雨量計	県管理	自記 ○	雨量標	固定 ◇	
		テレメータ ●		県管理	自記 ◆
	国土交通省 管理	自記 ○			テレメータ ◆
		テレメータ ●		固定 ◇	
その他	彦根地方気象 台管理	アメダス ●	国土交通省 管理	自記 ◆	
		自記 ○			テレメータ ◆
	テレメータ ●		その他	固定 ◇	

滋賀県ホームページより（平成 29 年 5 月 16 日現在）

参考資料2（雨量計・量水標・水防倉庫）

(1) 雨量計・量水標・水防倉庫の位置



(2) 雨量計

観測所名	位置	自記テレメーターの別	管理者	電話番号
彦根	城町2丁目5-25	アメダス	彦根地方気象台	22-6141
彦根	松原町	テレメーター	琵琶湖河川事務所	077-546-0884
彦根	元町4-1	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
仏生寺	仏生寺町	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
清崎	清崎町古城山	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
城南小	西今町380	テレメーター	彦根市危機管理課	30-6150
河瀬小	極楽寺町118	テレメーター	彦根市危機管理課	30-6150
稲枝北小	下岡部町597	テレメーター	彦根市危機管理課	30-6150

(3) 量水標

観測所名	河川名	位置	種別	水位				計画高水位	管理者
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険		
松原	琵琶湖	松原町	テレメーター	0.55	0.70	0.80	1.15		琵琶湖河川事務所
井堰橋	矢倉川	鳥居本高根	水位標識						彦根市
下芹橋	芹川	長曾根町	簡易量水標						湖東土木事務所
中藪橋	芹川	中藪1丁目	簡易量水標						湖東土木事務所
池州橋	芹川	池州町	簡易量水標 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
後三条橋	芹川	後三条町	簡易量水標						湖東土木事務所
芹橋	芹川	橋向町	簡易量水標						湖東土木事務所
恵比寿橋	芹川	河原1丁目	水位標識						彦根市
中芹橋	芹川	芹町	テレメーター 簡易量水標 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
西沼波橋	芹川	西沼波町	簡易量水標						湖東土木事務所
芹川旭橋	芹川	東沼波町	テレメーター 簡易量水標	0.70	0.90	1.00	1.40		湖東土木事務所
大堀橋	芹川	大堀町	簡易量水標						湖東土木事務所
中川原橋	芹川	多賀町	テレメーター	0.90	1.10	1.40	1.65		湖東土木事務所
今橋	犬上川	西今町	簡易量水標						湖東土木事務所
犬上川橋	犬上川	八坂町	テレメーター	85.07	85.77			87.21	湖東土木事務所
宇尾大橋	犬上川	宇尾町	テレメーター 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
千鳥橋	犬上川	高宮町	テレメーター	0.80	1.70	2.00	2.30		湖東土木事務所
無賃橋	犬上川	高宮町	水位標識						彦根市
大山橋	宇曾川	賀田山町	簡易量水標						湖東土木事務所
賀田山町西	安食川	賀田山町	簡易量水標						湖東土木事務所
新大山橋	宇曾川	賀田山町	水位標識						彦根市
金沢大橋	宇曾川	金沢町	テレメーター	1.50	2.50	2.90	3.70		湖東土木事務所
金海橋	宇曾川	海瀬町	水位標識						彦根市
上枝	宇曾川	豊郷町	テレメーター	1.40	2.20	2.90	3.60		湖東土木事務所
葉枝見橋	愛知川	本庄町	テレメーター	2.50	3.50				湖東土木事務所

観測所名	河川名	位置	種別	水位				計画高水位	管理者
				水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険		
御幸橋	愛知川	愛荘町	テレメーター	1.00	1.50		2.30	3.95	湖東土木事務所
紅葉橋	愛知川	東近江市	テレメーター	3.15	3.45	3.80	4.20		東近江土木事務所

参考資料 3 (水防区域および担当分団)

水防区域および担当分団

河川名	右岸 左岸	所属区域	延長 (m)	担当中隊	担当分団
愛知川	右岸	服部町、下稲葉町、本庄町、田附町、新海町	8,450	第3中隊	第15分団
不飲川	右岸 左岸	下稲葉町、彦富町、普光寺町、柳川町	8,200	第3中隊	第15分団
文録川	右岸 左岸	稲部町、金田町、上岡部町、下岡部町、下西川町	6,400	第3中隊	第15分団
宇曾川	右岸 左岸	日夏町、賀田山町、清崎町、須越町、三津屋町、肥田町、稲里町	14,600	第3中隊	第2・10・13・15分団
犬上川	右岸 左岸	高宮町から八坂町まで	12,800	第2中隊 第3中隊	第6・7・12・14分団 第2・9分団
安食川	右岸 左岸	安食中町から須越町まで	11,000	第3中隊	第2・10・13分団
太田川	右岸 左岸	高宮町から小泉町まで	5,060	第2中隊	第7・14分団
平田川	右岸 左岸	平田町	2,800	第2中隊	第6分団 第7分団
芹川	右岸 左岸	野田山町、大堀町、大藪町、長曾根町	11,600	第1中隊 第2中隊	第1・3・5分団 第6・8分団
矢倉川	右岸 左岸	中山町摺針町から甲田町、松原町まで	6,500	第1中隊	第4・11分団
小野川	右岸 左岸	小野町から宮田町まで	4,400	第1中隊	第11分団
四の井川	右岸 左岸	高宮町、犬方町、法士町	1,400	第2中隊	第12・14分団
猿ヶ瀬川	右岸 左岸	外町から松原干拓水路まで	1,800	第1中隊	第3・4・5分団
不知谷川	右岸 左岸	原町から地蔵町まで	1,700	第1中隊 第2中隊	第11分団 第8分団

参考資料4（水防工法一覧表）

現象	工法	工法の概略説明	主に使用される箇所、河、川	主要材料	摘要		
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを何段か積み重ねる。	一級河川	土俵、杭または竹	応急嵩上げ工		
	せき板工	堤防天端に杭を打ち、せき板を当てる。	都市周辺河川（木材の得やすいところ）	杭、板	応急嵩上げ工		
	蛇かご積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇籠を積む。	急滝河川	蛇籠、詰石、むしろまたは防水シート	応急嵩上げ工		
	裏むしろ張り	堤防裏のり面をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、縄、竹、土俵	応急越流堤工		
浸透	川裏対策	釜段	裏小段裏のり先平地に円形に積土俵する。	一級河川	土俵、むしろまたは防水シート、杭または竹、鉄筋棒、樋	漏水緩和工	
		月の輪	同上で、のりにかかり半円形に積土俵する。	一級河川	土俵、むしろまたは防水シート、杭または竹、鉄筋棒、樋	漏水緩和工	
	漏水	川表対策	詰土俵	川表の漏水口に土俵を詰める。	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ	土俵、縄、むしろ、杭、竹	漏水止め工
			継ぎむしろ張り	川表の漏水面にむしろを垂れ、被覆する。	漏水面の広いところ、水深の浅いところ	むしろ、竹、縄、杭、土俵	表のり決壊工にも用いる
		むしろ張り	川表の漏水面にむしろを張る。	水深のあまり深くないところ	むしろ、竹、縄、土俵	漏水止め工	
		畳張り	上記むしろの代わりに畳を用いる。	水深のあまり深くないところ	古畳、杭、土俵、縄	漏水止め工	
	裏のりき裂	五徳縫い	裏のり面の亀裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、縄、土俵、鉄線	き裂防止	
		竹挿し	裏のり面のき裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、土俵	滑動防止	
		かご止め	裏のりを菱形様に杭打ち、竹または鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土俵、粗朶	滑動防止	

現象	工法	工法の概略説明	主に使用される箇所、河、川	主要材料	摘要	
浸透	裏のり崩壊	立かご	裏のり面に蛇籠を立て被覆する。	砂質堤防 急流河川	蛇籠、詰石、杭	裏のり補強
		杭打ち積土俵	裏のり面に杭を打ち並べ、中詰土俵を入れる。	砂質堤防	杭、布木、土俵、鉄線	裏のり補強
		土俵羽口	裏のり面に土俵を小口に張り上げる。	一般堤防	土俵、竹または杭	裏のり補強
		築回し	裏のり面に杭を打ち、中詰め土俵を入れる。	一般堤防	土俵、杭柵材、布木	裏のり補強
		つなぎ杭打	杭を数列のりの上下に打ち並べ、これを連結し、中詰土俵を入れる。	一般堤防	杭、丸太材、縄、土俵	裏のり補強
		さくかき	上記の工法とほぼ同じで、柵をかく。	一般堤防	杭、柵材、そだ、土俵	裏のり補強
	天端付近のき裂	折返し	天端のき裂を両肩付近に竹を挿し、折り曲げて連絡する。	粘土質堤防	竹、土俵、縄	き裂防止
		杭打ちつ	同上、竹の代わりに杭を用い、鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線	き裂防止
		控取り	き裂が天端から裏のりにかかるもの、折り返しと同様。	粘土質堤防	竹、土俵、縄	き裂防止
		つなぎ縫い	同上の現象で、杭打ち繋ぎと同様。	砂質堤防	杭、鉄線、土俵	き裂防止
洗掘	木流し	樹木に重り土俵をつけて流し、被覆してやる。	急流河川	立木、土俵、縄、鉄線、杭	洗掘防止	
	むしろ張り、畳張り、継ぎむしろ張り	堤防表のり面をむしろまたは畳で被覆する。	芝付き堤防で比較的緩流河川	むしろ、縄、竹、土俵、畳	洗掘防止	
	築回し	裏のり面に杭を打ち、中詰土俵を入れる。	凸側堤防、他の工法と併工	杭柵材、布木、土俵、板	洗掘防止、裏のり崩壊の断面補充にも用いる。	
	立かご	表のりに蛇籠を立てて被覆する。	砂利堤防、急流河川	蛇籠、詰石、杭線	洗掘防止	
	わく入れ	川倉、牛わく、猪の子などを入れる。	急流河川、かなり川巾の広い河川	わく工材	洗掘防止	
	捨石	大きな石または石俵などを投入する。	急流河川	石、石俵	洗掘防止	

様式1 (水位観測集計表)

水位観測集計表

年 月 日 ~ 年 月 日

河川名

観測場所

時 分

水防団待機水位体制
水防団待機水位解除

時 分

氾濫注意水位体制
氾濫注意水位解除

時 分

避難判断水位体制
避難判断水位解除

水防団待機水位(1時間毎に観測)

観測時間	水位 (cm)
9時	
10時	
11時	
12時	
13時	
14時	
15時	
16時	
17時	
18時	
19時	
20時	
21時	
22時	
23時	
24時	
1時	
2時	
3時	
4時	
5時	
6時	
7時	
8時	

氾濫注意水位(30分毎に観測)

観測時間	水位 (cm)
9時00	
30	
10時00	
30	
11時00	
30	
12時00	
30	
13時00	
30	
14時00	
30	
15時00	
30	
16時00	
30	
17時00	
30	
18時00	
30	
19時00	
30	
20時00	
30	
21時00	
30	
22時00	
30	
23時00	
30	
24時00	
30	
1時00	
30	
2時00	
30	
3時00	
30	
4時00	
30	
5時00	
30	
6時00	
30	
7時00	
30	
8時00	
30	

避難判断水位(随時観測)

観測時間	水位 (cm)

様式 2 (水防てん末報告様式)

部長	第 回 水防てん末報告 平成 年 月 日 最高指揮者															印							
副部長	洪水増減の状況 出水の概要	作業施設場所 工法 作業の概要										使用材料	品名	俵	かす	麻袋	縄	杭	鉄線	燃料	竹	木炭	
													寸法										
													数量										
													消耗数量										
教育長・病院事業管理者	水防作業の状況											器具消耗の状況	品名	掛矢	のこぎり	俵	おの						
													破損										
													流失紛失										
消防長																							
消防団長																							
危機管理監・危機管理課長	出動状況	出動分団	巡視警戒連絡員	水防作業員	その他	合計	公用負担資材 を添付すること	品名	量	俵	かます	縄	鉄線	むしろ	竹	杭							
		分団	時～時まで 人	時～時まで 人	時～時まで 人	人		新															
		分団	時～時まで 人	時～時まで 人	時～時まで 人	人		中古品															
各部長各課長	被害状況	区分	堤防	道路	橋りょう	鉄道	田	畑	家	人	古品												
		流失																					
各係長		半壊																					
		決壊																					
合議		崩壊																					
		浸水																					
責任者		冠水																					
		死者																					
		負傷者																					
地区民出動の状況	応援分団の状況	警察応援の状況	避難立ち退きの状況	現地指導の公務員の氏名	水防関係者の死傷者の氏名	水防殊勲者およびその功績	雨後水防につき考慮すべき点	その他の参考事項															

※市内部報告用

様式 3 (水防活動報告書様式)

水防活動実施報告書

平成 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
					状 況				
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施後 30 日以内に湖東土木事務所長を経由して水防本部長に報告すること。

※県報告用 (「県水防計画」より)